

議案第50号

さいたま市教職員定数条例の制定について

さいたま市教職員定数条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項の規定に基づき、教職員の定数を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校の事務職員を除く。）をいう。

(定数)

第3条 教職員の定数は、5,881人とする。

2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

(1) 休職者

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている者

(3) さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第号）第3条の規定により自己啓発等休業をしている者

(4) さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

(5) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定

により臨時的に任用される者

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

3 市教育委員会は、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項の規定により団体に派遣されている教職員又は外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている教職員がいる場合においては、当該教職員を定数外の教職員とすることができる。

（定数の配分）

第4条 教職員の定数の配分は、市教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（さいたま市職員定数条例の一部改正）

2 さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防及び水道事業管理者の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及びさいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第号）第2条に規定する教職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防及び水道事業管理者の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 1, 0
33人

(8)・(9) [略]

2 [略]

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 1, 2
97人

(8)・(9) [略]

2 [略]